

国保・福祉医療・後期高齢者医療・年金

国民健康保険

問 市民福祉部国保市民課(本庁舎) ☎35-2186

各地域局市民サービス課(横手地域局は国保市民課へ)

増田地域局	☎45-5513	平鹿地域局	☎24-1113
雄物川地域局	☎22-2156	大森地域局	☎26-2115
十文字地域局	☎42-5114	山内地域局	☎53-2932
大雄地域局	☎52-3905		

加入する方

勤務先の保険に加入している方や、生活保護を受けている方以外は、必ず国民健康保険に加入しなければなりません。

主な届出

国民健康保険に加入するとき、もしくは脱退するときは、14日以内に届け出を行ってください。

このようなとき		必要なもの
国民健康保険に加入するとき	他市町村から転入してきたとき	・転出証明書(※転入手続きをとってください)。
	職場の健康保険を脱退したとき	・職場の健康保険を脱退した証明書
	子どもが生まれたとき	・親の国民健康保険証
	生活保護を受けなくなったとき	・保護廃止決定通知書
	外国籍の方が加入するとき	・在留カード
国民健康保険を脱退するとき	他市町村へ転出するとき	・国民健康保険証
	職場の健康保険に加入したとき	・国民健康保険証 ・加入した健康保険の保険証
	生活保護を受けるようになったとき	・国民健康保険証 ・保護開始決定通知書
	死亡したとき	・国民健康保険証 ・死亡を証明するもの
	外国籍の方が脱退するとき	・国民健康保険証
その他のとき	住所、氏名、世帯主が変わったとき	・国民健康保険証
	世帯を分けたとき 世帯を一緒にしたとき	・国民健康保険証
	国民健康保険証を紛失したとき	・本人確認できるもの(運転免許証など)
	修学のために転出するとき	・国民健康保険証 ・在学証明証 など

※マイナンバーカードなど個人番号を証明するものをお持ちください。

主な給付・貸付

項目	内容
高額療養費	医療機関に支払った1ヶ月間の一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、申請により超えた分が高額療養費として支給されます。
療養費	医師が必要と認めた治療用装具代、あんま、はり、灸およびマッサージ代、海外で診療を受けたなどにより全額負担した医療費について、申請により一部負担金を差し引いた額が払い戻されます。
入院時食事療養費	入院したときの食事費用のうち、食費の一部(標準負担額)を医療機関に支払っていただき、残りは入院時食事療養費として市が負担します。
出産育児一時金	50万円(産科医療補償制度対象出産の場合)
葬祭費	国民健康保険に加入している方が死亡したとき、葬儀を行った方に対し、5万円を支給します。
高額医療費貸付	高額療養費として支給される金額の9割相当額まで貸付します。
出産費支払資金貸付	出産育児一時金として支給される金額の8割を限度として貸付します。(ただし、直接支払制度・受取代理制度利用者は除く)

国民健康保険税

国民健康保険税は、次の方法により世帯単位で計算された額を、世帯主が納税義務者となり納めます(世帯主が国民健康保険の被保険者でない場合も同じです)。

●世帯の年間保険税額

- ①所得割額(所得に応じて計算)
- ②均等割額(国民健康保険の加入者数に応じて計算)
- ③平等割額(一世帯当たりの定額で計算)

国民健康保険税の納期

期別	納期	期別	納期	期別	納期
第1期	7月末日	第4期	10月末日	第7期	1月末日
第2期	8月末日	第5期	11月末日	第8期	2月末日
第3期	9月末日	第6期	12月末日		

※末日が休日の場合は、翌金融機関営業日となります。

福祉医療

問 市民福祉部国保市民課(本庁舎)	☎35-2186
各地域局市民サービス課(横手地域局は国保市民課へ)	
増田地域局	☎45-5513
雄物川地域局	☎22-2156
十文字地域局	☎42-5114
大雄地域局	☎52-3905
平鹿地域局	☎24-1113
大森地域局	☎26-2115
山内地域局	☎53-2932

福祉医療制度

福祉医療制度は、乳幼児、小中学生および高校生等、ひとり親家庭の子どもおよびその保護者、高齢身体障がい者および重度心身障がい(児)者の心身の健康保持と生活の安定をはかるため、医療費の保険適用分の自己負担額を助成する制度です。この制度にかかる費用は、秋田県と横手市が負担します。

▶ 福祉医療費支給対象者

各種医療保険に加入し、市内に在住している次の方が対象となります。

※市外に在住している方でも対象となる場合があります。

名称	対象者	所得制限
乳幼児・小中学生および高校生等医療費助成	18歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある方	なし
ひとり親家庭の子どもおよびその保護者医療費助成	18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある子ども(社保本人を除く)とその保護者	あり
高齢身体障がい者医療費助成	65歳以上の身体障害者手帳4~6級を持っている方(社保本人を除く)	あり
重度身体障がい(児)者医療費助成	身体障害者手帳1~3級を持っている方または療育手帳Aを持っている方	あり (社保本人のみ)

●申請手続きに必要なもの

- 健康保険証
- 身体障害者手帳・療育手帳(該当者のみ)
- 所得額・控除額・税額・扶養人数がわかる証明書(転入者のみ)

対象者には「福祉医療費受給者証」をお渡しします。医療機関を受診する際に、その都度受給者証を提示すれば、医療保険適用分の自己負担が無料になります。

県外医療機関の受診及び療養費等の場合は、いったん医療保険自己負担分をお支払いいただき、後日領収書等を持参のうえ、市役所窓口で申請していただく必要があります。

後期高齢者医療制度

問 市民福祉部国保市民課(本庁舎)	☎35-2186
各地域局市民サービス課(横手地域局は国保市民課へ)	
増田地域局	☎45-5513
雄物川地域局	☎22-2156
十文字地域局	☎42-5114
大雄地域局	☎52-3905
平鹿地域局	☎24-1113
大森地域局	☎26-2115
山内地域局	☎53-2932

対象となる方

- 75歳以上の方
- 65歳以上で一定の障がいがあり、広域連合の認定を受けた方

主な届出等

	このようなとき	必要なもの
加入するとき	65歳から74歳までの方で、一定の障がいがあり、後期高齢者医療の資格取得を希望するとき	健康保険証 障がいを証明する書類 (下記のうち1つ) ・年金証書 ・障害者手帳など
	県外から転入するとき	負担区分等証明書
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
脱退するとき	65歳から74歳までの加入者が、後期高齢者医療制度から脱退を希望するとき	健康保険証
	県外へ転出するとき	健康保険証 保護開始決定通知書
その他	県内で住所が変わったとき の氏名などが変わったとき	健康保険証 保険証の紛失等で再交付を受けるとき
		身分を証明するもの

※届出は14日以内に行ってください。

※手続きに身分証明が必要になります。

医療機関で受診するとき

国保等の医療保険と同様に、かかった医療費の一部を負担します。

○自己負担割合

自己負担の割合	所得区分	
3割	現役Ⅲ (課税所得690万円以上)	住民税課税所得が145万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方。ただし、同一世帯にいる70歳以上または後期高齢者医療の被保険者の収入合計が2人以上で520万円未満、1人で383万円未満であると申請した場合は1割となります。
	現役Ⅱ (課税所得380万円以上)	単身世帯の場合は「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上の方。複数世帯の場合は、世帯内の被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が320万円以上の方。
	現役Ⅰ (課税所得145万円以上)	一般Ⅰ
2割	一般Ⅱ(課税所得28万円以上)	
	低所得Ⅱ(区分Ⅱ)	低所得Ⅰ(区分Ⅰ)
1割	低所得Ⅰ(区分Ⅰ)	

年金

国保・福祉医療・後期高齢者医療・年金

●限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯の全員が住民税非課税の場合(区分Ⅰ・Ⅱ)、申請すると入院時等の窓口負担額や食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付が受けられます。入院の際は、必ず医療機関に提示してください。

●限度額適用認定証

現役並み所得のある方の内、現役Ⅰと現役Ⅱに該当する方は、申請すると「限度額適用認定証」の交付が受けられます。
※所得に応じて、自己負担割合や限度額が異なります。
毎年、所得の申告を忘れずに行いましょう。

受けられる給付

お医者さんでの診察や治療代の他にも、さまざまな給付が受けられます。

●高額療養費の自己負担限度額

1か月の医療費の窓口負担額が下表を超えた場合、限度額を超えて支払った額が高額療養費として支給されます。

所得区分	外来+入院	
	外来 (個人単位)	(世帯単位)
3割負担	現役Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円+ (医療費-842,000円)×1% <140,100円>
	現役Ⅱ (課税所得380万円以上)	167,400円+ (医療費-558,000円)×1% <93,000円>
	現役Ⅰ (課税所得145万円以上)	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% <44,400円>
2割負担	一般Ⅱ	18,000円ま たは(6,000円 +(医療費(※ 1)-30,000 円)×10%)の 低い方を適用 (年間上限 144,000円) ※2
	一般Ⅰ	18,000円 (年間上限 144,000円)※2
1割負担	低所得者Ⅱ	8,000円
	低所得者Ⅰ	24,600円 15,000円

※1 医療費が30,000円未満の場合は、30,000円として計算する。

※2 1年間(8月～翌年7月)の外来の自己負担額の上限額は144,000円です。

※3 <>内は、外来+入院(世帯単位)の限度額を超える高額療養費の支給を受けた月が、直近12か月以内に4回以上ある場合、4回目からの限度額となります。

●療養費

お医者さんが治療のため必要と認めたコルセットなどの補装具代や、やむを得ない事情で保険証を持たずにお医者さんにかかったときの医療費は、申請して認められると療養費として支給されます。

●葬祭費

被保険者(加入者)が亡くなったとき、その葬儀を行った方に葬祭費として5万円が支給されます。

※この他にも高額医療・高額介護合算療養費や移送費、訪問看護療養費の給付などがあります。

保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者(加入者)全員が保険料を納めます。

●保険料の決まり方

- ①均等割額(加入者が等しく負担)
- ②所得割額(所得に応じて負担)

※2年ごとに設定され、秋田県内で原則、均一となります。

$$\text{保険料(年額)} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

▶保険料の軽減

所得の低い世帯には、世帯主と被保険者(加入者)の所得に応じて、保険料が軽減されます。

●保険料の納め方

保険料の納め方には、普通徴収と特別徴収の2種類があります。原則は、特別徴収(年金からの天引き)になります。

▶普通徴収

年金の額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が、年金受給額の2分の1を超える方は、納付書や口座振替により納めます。

▶特別徴収

普通徴収以外の方は、年金からの天引きにより納めます。ただし、口座振替に変更することができます。

国民年金

問 市民福祉部国保市民課(本庁舎) ☎35-2186

各地域局市民サービス課(横手地域局は国保市民課)

増田地域局	☎45-5513	平鹿地域局	☎24-1113
雄物川地域局	☎22-2156	大森地域局	☎26-2115
十文字地域局	☎42-5114	山内地域局	☎53-2932
大雄地域局	☎52-3905		

加入する方

日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満のすべての方に、国民年金への加入が法律で義務付けられています。

国民年金の制度は、若いときに加入して保険料を納め続けることで、年をとったとき(老齢年金)や病気やケガで障がいが残ったとき(障害年金)、家族の働き手が亡くなったり(遺族年金)などに一定の給付を行うことで、いざというときの生活に備える公的な保険制度です。

加入者の種類は職業などによって3種類あり、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。

	加入する方	加入の届出	納付方法
第1号被保険者	第2号・3号被保険者に該当しない人	市役所へ届出	各自が納付
第2号被保険者	・会社員 ・公務員 等	お勤め先で事業主が届出	お勤め先で納付 (給料から天引き)
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	配偶者のお勤め先経由で届出	自己負担なし (配偶者が加入する年金制度が負担)
任意加入被保険者	・国内に住所がある60歳～65歳未満の人 ・日本人で国外に居住している20歳～65歳未満の人 ・年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方	市役所または大曲年金事務所へ届出	各自が納付

こんなときは年金の手続きを

以下の場合は、市役所で国民年金の手続きが必要です。

このようないき	必要なもの
60歳未満で会社を退職したとき	●基礎年金番号がわかるものまたはマイナンバーカード ●退職した年月日がわかる書類
厚生年金や共済組合に加入している配偶者の扶養から外れたとき	●基礎年金番号がわかるものまたはマイナンバーカード ●扶養されなくなった年月日がわかる書類
60歳以上で任意加入したいとき	●基礎年金番号がわかるもの ●口座振替に使用する通帳 ●通帳印

※全てのお手続きで本人確認書類の提示が必要となります。

厚生年金・共済組合の被保険者、扶養されている配偶者の年金に関する手続きについては、勤務先へお問い合わせください。

保険料の納付

保険料は20歳から60歳までの40年間納めることになっています。

○納付の方法

- 第1号被保険者…日本年金機構から送られてくる納付書により、金融機関やコンビニエンスストアで納めることができます。また、口座振替やクレジットカード・スマートフォンアプリ納付なども便利でお得です。
- 第2号被保険者…給料からの天引きにより納付されます。
- 第3号被保険者…厚生年金保険・共済組合が制度全体で負担するため、国民年金保険料を個別に納める必要はありません。

○前納割引制度

2年分、1年分、半年分、1カ月分を前納することにより、保険料が割引されます。納付書もしくは口座振替で納めることができます。詳しくは、大曲年金事務所または各地域局年金担当までお問い合わせください。

保険料の免除

本人・世帯主・配偶者の前年所得が下記の基準額以下の場合、申請して承認されると保険料が免除されます。

免除区分	支給される年金への反映割合(全額納付した場合に比べて)
全額免除	所得基準 1/2 (扶養親族の数+1)×35万円+22万円
3/4免除	5/8 78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
1/2免除	3/4 118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
1/4免除	7/8 158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

納付猶予

50歳未満で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請し承認されると保険料の納付が猶予されます。

◎年金受給資格期間に算入されます。

◎10年以内に追納できます。

学生納付特例

学生で本人の前年所得が一定額以下の場合、申請し承認されると保険料の納付が猶予されます。

保険料の免除・納付猶予、学生納付特例が申請できる期間は、保険料の納付期限から2年を経過していない期間です。

産前産後期間の免除

次世代育成支援の観点から出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度があります。

国民年金基金

国民年金基金は、老齢基礎年金に上積みする給付を行い、より豊かな老後を保証する公的年金制度です。

詳しい加入条件等については、国民年金基金を運営している「全国国民年金基金」へご相談ください。

○加入できる方

第1号被保険者で20歳以上60歳未満の方です。
※国民年金付加保険料とどちらか一方の加入となります。

○年金の給付

加入年齢や加入口数によって年金額が決まります。受け取る年金は、ご自分の将来設計に合わせて組み立てることができます。

○掛け金

選択する給付の型や口数、加入時の年齢によって決まります。また、掛け金は全額、社会保険料の控除の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。

▶申請窓口

南東北支部(管轄区域:宮城県、秋田県、山形県、福島県)
〒980-0021仙台市青葉区中央4丁目10番3号JMFビル仙台01 12階、フリーダイヤル0120-65-4192

▶受付時間

9:00~17:15(土、日、祝日、12月29日~1月3日は休み)

年金記録の確認やご相談は…

日本年金機構 ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165

大曲年金事務所 ☎0187-63-2296